

(別表1) 相談支援専門員の要件となる実務経験等

業務の範囲	実務経験となる業務等	必要年数
1. 相談支援業務	<p>平成18年10月1日において現に(1)又は(2)に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1)障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業従事者</p> <p>(2)精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>	<p>通算して3年以上</p> <p>(※1)</p>
	<p>(3)～(8)までに掲げる者が相談支援の業務その他これに準ずる業務(※2)に従事した期間</p> <p>(3)障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者等</p> <p>(4)児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、その他これらに準ずる施設の従業者等</p> <p>(5)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者等</p> <p>(6)保険医療機関の従事者等(社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、3.有資格者に掲げる資格を有する者、又は(3～(5)に掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者に該当する者。)</p> <p>(7)障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者等</p> <p>(8)特別支援学校その他これらに準ずる機関(障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務)の従業者等</p>	<p>通算して5年以上</p>
2. 直接支援業務	<p>(9)～(11)までに掲げる者であって、<u>社会福祉主事任用資格者等(※3)</u>が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間</p> <p>(9)障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者等</p> <p>(10)障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者等</p> <p>(11)保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>	<p>通算して5年以上</p>
	<p>上記(9)～(11)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間</p>	<p>通算して10年以上</p>
3. 有資格者	<p>国家資格等に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記1.「相談支援業務」及び2.「直接支援業務」に掲げる業務に従事した期間</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士</p>	<p>通算して3年以上</p>

※1 実務経験

3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上であること。 ○3年以上(540日以上) ○5年以上(900日以上) ○10年以上(1800日以上)

※2 その他これらに準ずる事業

平成23年10月26日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 事務連絡

○当該者が従事する事業所が指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

○当該事務所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。

※3 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉法第19条1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、児童福祉施設最低基準第43条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの

(1) 社会福祉主事任用資格者

①学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3科目主事)

②厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③社会福祉士

④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

(一)精神保健福祉士

(二)学校教育法に基づく大学において、厚生労働省大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの

(3) 児童指導員任用資格者

①学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(卒業証書、学位記等により確認)

②小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者

③厚生労働大臣指定の児童指導員養成学校を卒業した者

④児童福祉事業での実務経験者(高等部以上卒業で2年以上の実務経験)

(4) 保育士

(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者(精神障害者社会復帰施設及び運営に関する基礎事基準第17条第2項各号のいずれかに該当)

①大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学に入学を認められた者

②大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者

③高校または中等教育学校を卒業した者で、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者